

第3節 基準の特例

(基準の特例)

第40条の3 この章(第35条、第37条及び第38条を除く。以下同じ。)の規定は、指定数量未滿の危険物及び指定可燃物の貯蔵及び取扱いについて、消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度にとどめることができると認めるとき、又は予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによりこの章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるときにおいては、適用しない。

※ 改正経過：追加〔平成2年条例第9号〕、一部改正〔平成17年条例第34号〕

【趣旨】

本条は、第35条、第37条及び第38条を除く各規定の「貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準」の特例について定めたものである。

【解説】

本条の適用においては、危政令第23条とは異なり、「貯蔵及び取扱い」(人的規制)についても適用の対象となるものである。なお、特例の適用は、消防庁により通知又は質疑応答がなされているもの等で、次のいずれかに該当する場合が想定される。

- (1) 消防長が、その品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断して、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準によらなくても、火災の発生及び延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度にとどめることができると認めるとき。
- (2) 予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることにより、この章の規定による貯蔵及び取扱い並びに貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準による場合と同等以上の効力があると認めるとき。
- (3) 通知通達により、基準の特例を認めることが適切であると判断されるとき。

これらの適用の前提には、具体的な環境条件、代替措置等が存在することが必要であることに留意しなければならない。また、このことを踏まえ、次の場合に特例を認めることとして差し支えない。

1 貯蔵及び取扱いの技術上の基準に関する事項

第36条の2第1項第16号の規定について、危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所と同一の敷地内において、危険物を貯蔵し、又は取り扱うため、内装容器以外の容器に収納し、又は詰め替える場合において、当該容器の貯蔵又は取扱いが火災の予防上安全であると認められるときは、当該条項は適用しないことができる。

2 貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する事項

- (1) 品名及び数量、貯蔵及び取扱いの方法並びに周囲の地形その他の状況等から判断する場合
ア 貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備を危政令の基準に適合するように設置したものであって、条例による技術上の基準に適合しない場合、危政令の基準の全てに適合する限り、適合しない条例の位置、構造及び設備の技術上の基準について、適用しないことができる。
例1：屋外に設置する灯油又は軽油などの貯蔵を主目的とするタンクについて、危政令第14条(簡易タンク貯蔵所)の基準の例により設置した施設(タンクの基準を含む。)について、第36条の4第2項第13号に規定する「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」を適用しないことができる。

例2：引火性溶剤を使用するドライクリーニングに係る取扱い場所（建基法に基づく用途地域制限の規定に適合する地域（準工業地域、工業地域及び工業専用地域）に設置されているものに限る。）で、店舗内においてパッケージ型洗濯機を設置する場合の位置、構造及び設備の技術上の基準について、店舗部分に有効な換気設備を設け、かつ、次のa又はbいずれかの要件を満たす場合は、第36条の3の2の規定を適用しないことができる。

a 洗濯機の周囲を区画した場合

(a) 区画は不燃材料で造り、出入口には防火設備を設けること。

(b) 区画内の床は不燃材料で造り、又は覆うものとし、かつ、危険物が浸透しない構造とすること。

(c) 洗濯機から漏れた危険物の当該区画外への流出を防止するための有効な措置を講ずること。

b 洗濯機の周囲に流出防止措置を講じた場合

(a) 洗濯機の周囲に、当該洗濯機で取り扱う危険物の全量を収納できる防油堤を設けること。防油堤内の床は、不燃材料で造り、又は覆うものとし、かつ、危険物が浸透しない構造とすること。

(b) 防油堤から水平距離2メートル以内の壁、柱、床、天井及び作業台等は、不燃材料で造り、又は覆うこと。

イ 貯蔵し、又は取り扱う危険物又は指定可燃物の危険性にかんがみ、指定数量等の数量が大きいものについて、指定数量等の数量が小さいものに係る位置、構造及び設備の技術上の基準を超えた基準が規定されているものに係る当該位置、構造及び設備の技術上の基準について、適用しないことができる。

例：第39条第3項の規定により準用する第36条の4第2項第13号の規定について、引火点40度以上の危険物が指定数量の5分の1以上指定数量の2分の1未満において除外されることと比較し、引火点250度以上の可燃性液体類等が別表第5に規定する数量以上に「危険物が漏れた場合にその流出を防止するための有効な措置」を講じさせた場合に、第四類の危険物のうち動植物油の場合において、危険物の数量で5,000リットル、可燃性液体類の数量で2立方メートル以上において、防油堤等の措置が必要となるため、危険性に応じた規制の逆転が生じることから、可燃性液体類は貯蔵し、又は取り扱う数量を別表5の数量で除した値が2.5未満となる場合、かつ、屋外のタンクで貯蔵し、又は取り扱う場合にあっては、当該規定を適用しないことができる。

(2) 予想しない特殊の構造若しくは設備を用いることによる場合

危険物保安技術協会が性能評価した危険物関連施設等を用いる場合で、当該評価により、危政令に基づく基準の適用が除かれた位置、構造及び設備に関する基準で、条例基準において、政令基準の適用が除かれるものとされる規定に相当する規定の適用除外

例：危険物保安技術協会の性能評価において、危政令第11条に規定する屋外タンク貯蔵所の屋外貯蔵タンクとして製作されたもので、危政令第11条第1項第15号（防油堤）の基準を適用しないことができるとされたものについて、条例規制で適用される第36条の4第2項第13号及び第14号の基準を適用しないことができる。

(3) 通知通達等により特例の適用が認められるとされる場合

ア 放電加工機：（危険物保安技術協会において、評価されたものに限る。）

イ 引火性溶剤を用いるドライクリーニングに係る貯蔵取扱い場所（（1）アの例1の場合を除く。：引火性溶剤を用いるドライクリーニングについては、条例による基準のほか、建基法による用途地域制限があることから、関係部局（都市局建築指導部建築確認課）の許可に関する確認を必要とすることに留意しなければならない。）

ウ 技術基準に適合する自立タンク及び壁面固定タンクで特例適用条件に合致するもの（令和3

年札消査第 977 号)

エ 再生資源燃料に該当する「木質ペレット」を貯蔵又は取扱いする場合は、鎮火までに長期間を要した事例や同一事業所において火災や爆発が繰り返されている事例があることから、本条の特例適用にあたっては、性質に起因する危険要因について、当該事業者において適切にリスクアセスメントを行い、その結果を踏まえ、適用可否を判断する。(令和6年2月20日付け消防危第36号)

ホームタンク防油堤の特例について(概要)

